

滋賀県国民保護計画の一部変更について

1. 変更理由

国民保護法第32条第6項において準用する同条第3項の規定に基づく国民の保護に関する基本指針（以下「国の基本指針」という。）の変更（H29.12.19）に伴い、滋賀県国民保護計画について所要の変更を行おうとするもの。

【これまでの経過】

平成16年 9月17日	国民保護法	施行
平成17年 3月25日	国の基本指針	決定
平成18年 1月20日	滋賀県国民保護計画	策定
平成22年 3月19日	滋賀県国民保護計画	一部変更
平成26年 11月17日	滋賀県国民保護計画	一部変更
平成29年 12月19日	国の基本指針	変更

2. 主な変更内容

（1）全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動等に関する記述の修正（国の基本指針の変更）

- ・「弾道ミサイルによる攻撃の場合の避難の指示」において、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めることを明記
- ・「避難施設の指定」の箇所に、地下施設等を避難施設に指定するよう配慮することおよび避難施設の収容人数を把握し、地域的な偏りなく、より多くの避難施設を指定するよう配慮することを明記
- ・「訓練」の箇所に、地下への避難訓練や様々な情報伝達手段を用いた訓練等を例示

（2）その他

- ・法律の名称変更、条ずれの修正
- ・統計数値の修正、用語の整理等